

松戸市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指、体の動き、表情などで視覚的に表現する言語である。

これまで、手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者の手話を使う権利は制限されてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、手話が言語であることが認められるに至ったが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

そのため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解が広がるための環境を整え、全ての市民が安心して暮らせる優しい心を育むまち“松戸”を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等（市内に居住し、又は滞在する者及び市内に活動の拠点を置く者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び手話への理解の促進（以下「手話の普及等」という。）を図るための手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害のある人もない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話の普及等は、手話が独自の文法体系を持つ視覚的に表現する言語であるとの認識のもと、市民等が手話によりコミュニケーションを図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本理念として、行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が手話を使用しやす

い環境を整備するとともに、手話の普及等に関する施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市は、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を、障害者基本法（昭和45年法律第84条）第11条第3項に基づき策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において定めるものとする。

- (1) 手話によるコミュニケーション及び手話に関する情報を得る機会の拡大に関する事項
- (2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境の整備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、手話の普及等に関して市長が必要と認める事項

(学校等における手話の普及等)

第6条 市は、学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、手話に接する機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関への啓発)

第7条 市は、医療機関に対し、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりのための啓発に努めるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第8条 市は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。

(意見の聴取)

第9条 市は、第5条各号に掲げる事項及び前3条に掲げる施策の見直しに当たっては、関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第 1 0 条 市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他のコミュニケーション支援の推進)

第 1 1 条 市は、個々の聴覚障害者の特性に応じ、手話及びその他のコミュニケーション支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。